

## 会長専決事項の処理について

中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告する。

令和6年6月28日

中央防災会議 会長 岸田 文雄

記

| 件名                      | 年月日      | 事項   |
|-------------------------|----------|--|
| 降積雪期における防災態勢の強化等について    | R5.11.20 | 中央防災会議会長通知「降積雪期における防災態勢の強化等について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知                                    |
|                         | 小計       | 1件   |
| 融雪出水期における防災態勢の強化について    | R6.3.8   | 中央防災会議会長通知「融雪出水期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知                                    |
|                         | 小計       | 1件   |
| 梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について | R6.5.28  | 中央防災会議会長通知「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知                                 |
|                         | 小計       | 1件   |
| 地域防災計画の修正について           | R5.10.2  | 徳島県、山形県、栃木県、北海道、香川県、山梨県、青森県、鹿児島県、愛媛県、茨城県、奈良県、岡山県、富山県、佐賀県、福島県、埼玉県、三重県、島根県、福岡県、岩手県、群馬県、岐阜県、秋田県、愛知県、熊本県、新潟県 |
|                         | R6.3.26  | 宮城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、山口県、高知県、長崎県、大分県   |
|                         | 小計       | 39件  |
| 激甚災害の指定                 | R5.6.5   | 令和五年五月五日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令   |
|                         | R5.8.22  | 令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令                                      |
|                         | R5.10.2  | 令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令  |
|                         | R5.11.6  | 令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による千葉県夷隅郡大多喜町等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令                        |
|                         | R6.1.9   | 令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令  |
|                         | R6.2.6   | 令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令  |
|                         | R6.2.15  | 令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令                                  |
|                         | R6.3.5   | 令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令  |
|                         | R6.3.5   | 令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令                                  |
| 小計                      | 9件       |  |
| 中央防災会議幹事会設置要綱の改正        | R6.5.31  | 中央防災会議幹事会設置要綱の一部改正   |
|                         | 小計       | 1件   |
| 合計                      |          | 52件  |